



## 彰化縣與長野縣觀光、教育交流合作備忘錄

彰化縣政府(彰化市中山路二段 416 號)

長野縣 (長野市大字南長野字幅下 692 番 2 號)

為加強兩方友好關係，共同體認全球教育合作以及策略聯盟的重要性，以透過觀光、教育領域合作，達成彼此互惠關係，雙方達成以下共識：

### 一、目的

此備忘錄簽署目的在於增進交流，強化兩方在觀光、教育領域上的連結以及合作。

### 二、合作領域

為落實備忘錄簽署之目的，兩方應致力於以下事項：

(一)積極推動兩地觀光和交流。

(二)積極推動雙方青少年之國際交流，將兩地固有文化特色帶入國際教育。

(三)鼓勵雙方學校締結姐妹校並實際落實學校間互訪交流。

### 三、共同遵守約定

此備忘錄的簽署不得違背雙方任何之現行法律、規範及國家政策。

### 四、爭議解決

(一)此備忘錄雖未具有法律約束力，但明確地記錄兩方合作欲達成之動機與目的，藉由彼此最真誠之平等依賴及友善之合作關係，共同履行兩方共同簽訂之合作事項。

(二)兩方應致力解決任何因解讀條款或有關任一方履行義務時所產生的問題。

### 五、最後條款

(一)此備忘錄一經簽署立即生效並持續具有效力直至 2022 年 11 月 4 日止。於期滿為止 3 個月前，倘雙方任一方未向對方提出不續約的函文，本備忘錄將秉持同一條件再延長 4 年，之後也依例同樣處理，無效期之限制。

(二)依上述條款，任一方仍可在任何時間終止合約，但需在簽署書有效日期 6 個月之前書面提出。

(三)此簽署書可在雙方書面同意下進行修訂。任何的修改一經兩方同意，立即生效並應被視為此簽署書內容之一。

為相互確認備忘錄的內容，於 2018 年 11 月 5 日立書，並同時具日文與中文雙語版本。

縣長 魏明谷  
彰化縣

日期：中華民國 107 年 11 月 5 日

知事 阿部守一  
長野縣

日期：平成 30 年 11 月 5 日



## 長野県と彰化県の観光・教育交流協力に関する覚書

長野県（長野市大字南長野字幅下 692 番地 2）

彰化県政府（彰化市中山二段 416 号）

両地域の友好関係を一層強化するとともに、観光及び教育分野の交流、連携を通して相互理解を深めるため、以下の取組みを推進していくことで合意した。

### 1 目的

この覚書は、両地域の観光・教育分野の連携と協力関係を強化することを目的とする。

### 2 協力分野

実質的な成果を取めることができるよう、今後、両地域が次の項目の実行に努めるものとする。

- (1) 両地域における観光と交流を積極的に推進する。
- (2) 青少年の国際交流と地域固有の文化を取り入れた国際理解教育のための活動を促進する。
- (3) 学校同士の姉妹校提携を進め、学校間の交流を行う。

### 3 法の遵守

この覚書は、両地域に適用される法律及び規則、国家政策に違反してはならない。

### 4 争議解決

- (1) この覚書は、拘束力のある同意の締結ではなく、両地域の目的と意思を明確に記載したものである。両地域は誠実に、親善と協力の精神に基づき、双方が提携した事項の履行に努めるものとする。
- (2) 両地域は、この覚書の条項についての解釈や両地域の義務の履行に関して生じる問題について、友好的に解決するよう努力しなければならない。

### 5 最終規定

- (1) この覚書は、署名をもって効力が発生し、2022年 11 月 4 日まで有効であるものとする。ただし、期間満了の 3 か月前までに、両地域の一方から相手方に対し本覚書を更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、本覚書は同一条件でさらに 4 年間延長されるものとし、その後も同様とする。
- (2) 上記にかかわらず、両地域は希望する契約終了日の 6 か月前までに書面で契約終了通知を提出することにより、いつでも本覚書を終了することができる。
- (3) この覚書は、双方の合意により、いつでも改正することができる。改正された項目は、両地域によって同意された日に効力が生じ、この覚書の内容の一部とみなす。

覚書の内容を相互に確認するため、2018 年 11 月 5 日、日本語と中国語の 2 カ国語で作成する。

知事 阿部 守一

長野県

平成 30 年 11 月 5 日

県長 魏明谷

彰化県

中華民國 107 年 11 月 5 日